

源平闘諍録全釈 (五―卷一上⑤) (八ウ6、九ウ5)

早川厚一

【原文】

又忠盛非余ノ事ノ如勇ノ取モ歌道ニ艶当ノ初為ニ幡磨守ニ時従国ニ被ケル上洛ニ人々多ク集明石浦ノ月何ト問ケレハ忠盛答ケル此

③ 有明月明石浦風波計古曾夜見志賀

加様ニ被ケレテ読ニ者人々ハ仁曾優ニ被思ニ又忠盛祇蘭ノ女御申ケル宮仕中臈ノ女房許へ忍時々通ケル女房達猜此ニ咲合シ彼女ノ房或時持テ出月ノ扇ノ女房達見此ニ穴巖扇其ノ月影ハ從何ニ指參ケル憐知ハトテ出所ニ咲ケレハ此女ノ房寔ニ乍思顔ニ緩ニ

④ 雲間与利多々毛利来月宇和空伊和志登曾思

左説ケレハ女ノ房達モ興ニ興ニ覺テ恥合

【釈文】

又、忠盛は、余の事の如勇きのみならず、歌道に取りても艶しかりけり。当初播(幡)磨守たりし時、国より上洛せられたりけるに、人々多く集まりて、「明石の浦の月は何に」と問ひければ、忠盛此くぞ答へける。

③ 有明月も明石の浦風に 波ばかりこそよると見えしか

加様に読まれければ、人々「優にぞ思はれける。

又、忠盛、祇蘭の女御に宮仕申しける中臈の女房の許へ、忍びて時々通ひけるに、諸の女房達、此れを猜み咲ひ合ひしに、彼の女房、或る時、月の出でたる扇を持ちたりければ、女房達此れを見て、「穴巖しの扇や。其の月の影は何くより指し参りたるぞ。憐れ、出で所を知らばや」とて、咲ひければ、此の女房、寔に顔緩げに思ひながら、

④ 雲間よりただもり来たる月なれば うは(わ)の空にはいはじとぞ思ふ

と読みければ、咲ひける女房達も、興覚めて恥ぢ合へり。

【校異・訓読】 1原文どおりに訓めば、「にぞ優」となるが、誤写か。そもそも、なぜ本文行に「優仁曾」とせずに、割注にするのか未詳。

【注解】 ○忠盛は、余の事の如勇きのみならず、歌道に取りても艶し

かりけり 忠盛は、武道以外においてもすぐれているばかりでなく、

取り分け歌道においても勝れていたの意だろう。やや表現が回りくど

いことから、鷹尾純は、「余ノ事ノ如ク勇ノミニアラズ」と訓み、「他

の人々のように武勇一辺倒ではなくて」（五六頁）の意と取るが、「如

勇」は、一語と解して「如勇き」と訓むべきで（闘）に「如勇」は

類出し、「如勇」の訓例もある。巻五一一一オ、鷹尾のこうした解

は取らない。なお、こうした武人像が理想とされていた点について

は、〈闘〉を初めとして、『平家物語』諸本で、頼政が、〈闘〉「其れ

は武士の家なれば如何はせん。風月の逸者、和漢の才人にて、優に艶

しき聞こえあり」（一上―三四オ）と紹介されることから明らかと

なる。忠盛には、『忠盛集』があり、『金葉集』以下に十七首入集。

「金葉集の頃までに忠盛はひとかどの歌人と目されるようになってい

た」（三八四頁）し、その後も、「中堅歌人として押しも押されぬ

存在であった」（井上宗雄三九三頁）とされる。○当初播磨守たり

し時、国より上洛せられたりけるに…「有明の…」話の典故として

は、異本系『忠盛集』によるものであることが明らかとなっている（谷

山茂・高橋伸幸・鷹尾純）。『忠盛集』「あき、ははきよりのぼりてお

はしましけるに、殿上人あかしの月はいかごととひければ ありあ

けの月もあかしのうらかぜになみばかりこそよると見えしか」（『新編

国歌大観』第三卷―四七六頁）。次に、異本系『忠盛集』を初めとして、『平家物語』諸本の記事の内、主立った異同を対照させてみよう。なお、

〈南〉は、本話を欠く。

	忠盛集	四	闘	延	長	盛	屋	覚
①時期	伯耆より上	播磨守の時	播磨守の時	備前の任果	備前より上	備前守の時	備前より上	備前より上
②尋ねた人	殿上人々	人	人々	院	家成	院	上皇	鳥羽院
③歌の上の句	ありあけの月もあ かしのうらかぜに	ほのぼのと月を明 石のうら路には	有明の月も明石の 浦風に	有明ノ月モ明石ノ 浦風ニ	播磨路や月もあか しのうら風に	有明ノ月モ明石ノ 浦風ニ	有明ノ月モアカシ ノ浦風ニ	有明の月も明石の うら風に
④勅撰集	×	×	×	金葉集	千載集	金葉集	金葉集	金葉集
⑤位置		A ₂	B	C	B	C	B	B

* 1 〈長〉では、続く記事で、『千載和歌集』撰集の折、俊成が、上の五文字を直して、「あり明の月もあかしの浦風に」として入れたとする。

* 2 A・B・Cについては、⑤で説明する。

右表にまとめたように、五点の違いが注意される。先ず、①この歌が詠まれた時期について、異本系『忠盛集』では、伯耆より上洛の時、〈四・闘〉は、播磨守の時に上洛の折、〈延・長・盛・屋・覚〉は、備前守の時（盛）、あるいは備前守の任果てての時（延）、あるいは備前より（長・屋・覚）上洛の時とする。異本系『忠盛集』

や〈長・屋・覚〉の場合も、忠盛が伯耆守あるいは備前守の時のこととすれば、三つの受領の内、最も早い任官が伯耆守で、永久五年（一一一七）十一月二十六日（見任）↪保安元年（一一二〇）十一月二十五日（遷任）の頃、次が備前守で、大治二年（一一二七）十二月二十日（補任）↪保延元年（一一三五）八月二十一日（見任）の頃、最も遅いのが播磨守で、久安元年（一一四五）十月二十四日（見任）↪仁平元年（一一五二）二月二日（辞）の頃の話となる（高橋伸幸四二頁『国司補任』により一部訂正）。②尋ねた人。異本系『忠盛集』では「殿上人」。〈四〉「人」、〈鬪〉「人々」。平家物語に登場する不特定の「人」「人々」のほとんどは、有識者であったり、ある程度の階層に昇った人々と考えられる。とすれば、〈四・鬪〉の「人」「人々」は、殿上人とは特定できないものの、それ程離れた階層の人ではなからう。なお、〈延・盛〉の「院」は、白河院、〈屋〉の「上皇」は、鳥羽上皇と解して良からう。〈延〉の場合、備前守一期目の任期を終了した時点とすれば一一三二年のこととなるが、その時点では、白河院（一一〇五三―一一二九年）は亡くなっている。また、鳥羽が上皇となったのは、一一三三年のことで、忠盛が備前守であった時に詠んだ歌と解しても、特に問題はない。③歌の上の句。「有明の月」であってこそ、下の句の「波ばかりこそよると見えしか」が生きてこよう。〈四〉の「ほのぼのと」では、なぜ波ばかりこそ「夜」と見えたのか、また「うら路には」では、なぜ波ばかりこそ「寄る」と見えたのか、不明瞭なように、〈四〉の歌には改変があるろう。④勅撰集入集について。『金葉和歌集』に入集。『金葉和歌集』は、天治元年（一一二四）に初度本、翌天治二年に二度本が作られたが返却され、大治元年乃至

は二年（一一二七）に三奏本が最終的に納められた。⑤この和歌説話が置かれる位置。A〈四〉は、「祇園精舎」の後、「殿上鬪討」の前に置く。B〈鬪・長・屋・覚〉は、「殿上鬪討」の後に置く。C〈延・盛〉は、巻六相当の清盛出生秘話群中に置く。さて、いずれの形態の諸本に古態が認められるのであろうか。高橋・鷹尾は、異本系『忠盛集』に一番近似することから、〈四・鬪〉に古態を認めるが、それらの論は、〈四・鬪〉が最古態本文と考えられていた頃の論であり、無条件には認めがたい。特に〈四〉の場合、歌の挿入位置の問題からしても、上の句の特異性からしても、〈四〉に原態があるとは考えがたい。となれば、BかCのいずれかに原態を見ることがなるが、その点については、次の歌の「雲間より…」と併せて考えたい。○優にぞ校異1に触れるように、問題のある一文。〈鬪〉には、次段で扱うように、本文中に割注で記される注記・注釈的な記事が多数見られるが、ここはそうした記事ではない。注記・注釈の記事でもない本文行の一部が、このように割注で書かれた記事は、〈鬪〉には、他に四箇所ある。①卷一上―一六ウ「六、二条院崩御事」。本蔵聖人の詠んだ歌が「何_キ有御行ノ事_キ今日ノ問_キ限_キ聞_キ悲_キ」(ノの所で行替え)と、割注の形で記される。しかし、ここは、文末で余白が少ないため、やむなく割注で記されたのではない。当該の歌は、行頭から記され、下に十分な余白があるにもかかわらず、割注の形で記される。それも、下の句から行替えされるのではなく、上の句の途中の「問_キ」から行替えされている。〈鬪〉に見る和歌の内、このように割注の形で記される歌は他にない。当該記事の注解参照。②卷一下―一オの目録記事。「八

山大衆依_レ奉_レ留_レ明雲_レ法皇有逆鱗依_レ之_レ大衆重遣_レ状相国

方（一）」。割注記事は、その前の「依之」に続く記事であり、特に「大衆…」から割注で記されねばならない理由は見あたらない。しかし、下に十分な余白がないことからすれば、割注は、一行で目録を記すための処置であったかと考えられる。③卷一下一八オ「七、山大衆僉議奪返明雲僧正事」。配流処分された明雲を、追立の檢非違使の手から奪い返した叡山の大家等は、明雲に早く帰山あるべきことを言ったとする記事に続く。「雖然／座主」今生再会今日永雖隔「菩提。芳契必可期実報寂光之暁」頓々帰登給曰」。この割注が、主語を明示するための注記でないことは、「然りと雖も」とあることから明らか。

④卷一下一三七ウ。「十九、讃岐院追号事」。讃岐に流された崇徳院が、自ら書写した五部の大乗経の都への納経を訴えた手紙の奥に、一首の御詠があったとして引く記事に見える。「其状奥有（一首／御詠）」。文末に余白もなく書かれていることから、この割注記事は、一行に納めるために書かれた可能性が強い。以上四例の検証を経ても、当該記事が、割注の形で記される理由は判然とはしない。しかも、その割注が、〈優／仁尊〉ではなく、〈仁尊／優〉と書かれる理由も不明である。あるいは転写の際の過誤であろうか。○又、忠盛、祇園の女御に宮仕ひ申しける中藤の女房の許へ…先と同様に、以下展開する当該歌話（「雲間（井）より…」）の、主立った諸本内の異同を対照させてみよう。

	①梗概	②扇	③歌	④読み手	⑤位置
〈四一〉	祇園女御の方で白河院と鉢合せし、	○	空白	ii 祇園女御	B

女御歌を詠む

〈四二〉	〈鬮〉	〈延〉	〈長1〉	〈長2〉	〈盛1〉	〈盛2〉	〈屋〉	〈覚〉
参の折の短連歌 祇園女御付の中藤女房に通いし時、他の女房囃す	殿上口で祇園女御に仕える中藤女房の袖を引く	御所の女房のもとに扇を忘れ、他の女房囃す	殿上口で祇園女御に仕える中藤女房の袖を引く	殿上口で兵衛佐局の袖を引く	祇園女御付の中藤女房に通いし時、他の女房囃す	仙洞の女房のもとに扇を忘れ、他の女房囃す	仙洞の女房のもとに扇を忘れ、他の女房囃す	に扇を忘れ、他の女房囃す
×	○	×	○	×	○	○	○	○
a c d f i	b c e h j	b c e f j	a c e g j	b c e g k	b c e g j	b c e g j	b c e g j	a c e g j
iv 祇園女御 + 忠盛	i 中藤女房	iii 忠盛	i 女房	iii 忠盛	iii 忠盛	i 女房	i 女房	i 女房
B	A	B	A	B	B	B	A	A

①梗概。〈南〉は、本話を欠き、〈四一〉では、祇園女御の局で白河院と鉢合せとなった忠盛は逃げたものの、持っていた扇を忘れて出た。院はその扇を取り、女御を問い詰めた時、女御は泣く泣く答えたのがこの歌。但し、歌は空白となっていて不明だが、前後の内容から

しても、「雲間（井）より…」の歌が該当すると考えられる。〈四二〉は、〈四一〉の後、忠盛が祇園女御を賜ることになった承仕法師の一件が記された後に、忠盛が初めて祇園女御の局に参った折の逸話として当該歌が引かれる。このように、忠盛と祇園女御との話とするのは〈四〉のみ。〈延・長2〉も、「祇園女御ト申ケル幸人オワシキ。彼女御、中宮ニ中臈女房ニテ有ケル女ヲ、白河院シノビ被召シ事有ケリ」〈延〉巻六一一オと、一見、祇園女御は中宮の中臈女房として仕えていたかのようにも読めるが、この後に、生まれてきた子（清盛）を、「女御メヅラシキ事ニ思召テ、少キ兒トクミムトテ、産ノ内ヨリ若キ女房共イダキテ遊ケリ」〈延〉同六三ウとあることや、この児の夜泣きが余りに激しかったため、「女房心苦キ事ニ思テ、人ニ取セムトシケル夜、女御ノ夢ニ…」〈延〉同六三ウ（六四オ）とある点からも、忠盛が通ったのは、祇園女御に仕える中臈女房と考えられる。その点は、〈闘・盛2〉も同。その他、〈盛1〉では、白河院の寵愛を受ける兵衛佐の局、〈屋・覚〉では、仙洞の女房に忠盛は通ったとする。以上からしても、忠盛が通った女性は、〈四〉のように祇園女御ではなく、〈闘・延・長2・盛2〉に見るように、祇園女御に仕える女房とするのが古態本文であろう。②扇 〈四一・長1・盛2・屋・覚〉では、扇は忠盛が忘れたもの。〈四一〉では、白河院がそれを見つけて咎め、〈屋・覚〉では、同僚の女房がそれを見て囁したとする。その点、〈闘〉の場合は、その扇が、女房のものなのか、忠盛のものなのか明記されていないが、〈闘〉にも、〈長1・盛2・屋・覚〉と同じく「憐れ、出で所を知らばや」とあることからすれば、この扇は忠盛が忘れていったもの、あるいは忠盛から贈られたものと解して良

いだろう。③歌。諸本は歌句が微妙に異なる。初句から順にその異同を記すと、表のようになる。1（a 雲井より b 雲間より）2（c 忠盛来（た・つ・ぬ）る）3（d 月影に e 月なれば）4（f おぼろげならで g おぼろげにては h うはの空には）5（i 人に知らぬな j いはじとぞ思ふ k あかすべきかは）。例えば、〈延〉の歌 b c e f j は、b 雲間ヨリ c タゞモリキタル e 月ナレバ f オボロゲナラデ j イハジトゾ思フの歌となる。初句では、「雲井より」とするのが、〈四二・長1・覚〉。「雲間より」とするのが、〈闘・延・長2・盛1・盛2・屋〉。「雲井より」は、「殿上の間より」と解しうることから、忠盛が殿上人になって以降の歌となる。しかし、〈四二〉の場合、忠盛が祇園女御の局に初めて来た時の話であって、忠盛が殿上人になる前の歌と考えられ、初句は「雲間より」とあるのが良いだろう。というのは、祇園女御を白河院から賜るきっかけとなった前話の承仕法師の話によれば、それは、殿上人となる以前の永久の頃の話とされるからだ。その点、忠盛が「殿上ノ番勤テ祇候」〈延〉六一ウ）していた時の話とする〈延・長2・盛1〉の場合は、殿上人になる以前の話であろうから、「雲間より」で問題はない。〈屋・覚〉は、前話の「有明の…」が、忠盛が備前守の頃の話と考えられ、それに続くのが本話であることからすれば、忠盛が、殿上人になって以降の話となる。とすれば、〈覚〉の「雲井より…」が良いか。〈覚〉では、この女房は、忠度（一一四四年誕生）の母とする。〈闘〉の場合は、播磨守であった時の前話に続いて、当該話が続くことからすれば、忠盛が殿上人になって以降の話か。以上からしても、「雲間より…」が古い形態を留めていると考えられる（〈四全釈〉巻六一一四二頁）。〈闘・屋〉では、殿上人になっ

て以降の話として、「殿上の闘討」の後に、忠盛歌話の一つとして再構成されたものの、歌句については「雲間より…」の古い詞章を残すのであろう。④読み手⑤位置。当該話を先ず読み手によって分類すれば、次の四とおり。i 女房、ii 祇園女御、iii 忠盛、iv 祇園女御と忠盛による短連歌。i の話の梗概は、忠盛が女房のもとに忘れた扇を、仲間の女房達が見つけ囃したのに対し、女房が見事に和歌で切り返したというもの。〈闘・長1・盛2・屋・覚〉がそうだが、いずれも、卷一の「殿上闘討」の後(⑤のA)に位置する。〈長1・盛2・屋・覚〉が本話の最後に、「似るを友とかやの風情に、忠盛もすいたりければ、彼女房もゆうなりけり」(〈覚 上―一頁〉)とするように、忠盛もその思い人の女房も、共に歌に優れていることを言う。〈闘〉は、その結語を欠くため、山下宏明の「この話を持ち込んだのは、忠盛の和歌に関する話から、その思い人の同じく和歌にすぐれていた話へと連想をずらせたもので、その展開に不自然さはないけれども、忠盛その人の一面を描こうとする主題からやはり明らかに逸脱を見せるものと言すべきであろう」(二二九頁)との評があるように、その意図はやや分かりづらいが、その引用意図は他本と同じであろう。iii の話の梗概は、殿上の口を通りかかった女房の袖を引いた忠盛が、女房から歌で誰何されたところ、忠盛は「雲間より…」(いずれも昇殿前の話だから、「雲間より…」が良い)の歌を返したというもの。なお、この後、秀歌を愛でた院より、忠盛は、その女房を賜ることになったという話に展開する。〈延・長2・盛1〉がそうだが、いずれも、卷六相当の清盛出生秘話群中(⑤のB)に位置する。ii・ivは、〈四1・2〉が該当。いずれも相手の女性を祇園女御として、卷一の「殿上の闘討」

の後に挿入するが、先に見たiやiii型の改変話であろう。以上からしても、本話は、卷六相当の清盛出生秘話群中にある形が古態かと思われるが、その最も古い形を留めると考えられる〈延〉のように、「有明ノ…」をも含めて、卷六相当の清盛出生秘話群中に置く形を古態と考えて良いのであろうか。そこで、次に〈延〉の記事構成を検討してみよう。〈延〉の卷六「十七 大政入道白河院ノ御子ナル事」の記事構成を図示すれば、次のとおり。

古入ノ申ケルハ、「此人ノ果報カ、リツルコソ理ナレ。正キ白河院ノ御子ゾカシ。」

A 「其故ハ、彼院御時、…」忠盛、白河院の愛人の女房(祇園女御)に仕える中蔵女房)の袖を引き誰何されるも、「雲間ヨリ…」の歌を返す。白河院、勅勘を下すことなく、忠盛の秀歌を愛でる。

B 「忠盛備前ノ任ハテ、国ヨリ上リタリケル」時、明石の浦の月を白河院より尋ねられ、「有明ノ…」の歌を詠む。院、この秀歌を愛で、心を懸ける女を、ついである時に忠盛に与えようと思う。

C 「去永久ノ比」、白河上皇、若い殿上人二人連れて、「彼御所」へ御幸。前方より異様に光り近づく者を、忠盛捕まえるに、灯を持った承任法師であった。上皇は、忠盛の冷静沈着な振舞を愛で、上皇の子を宿す女を忠盛に与える。その生まれた子が清盛。

A に見る「女房」が、Cで忠盛が上皇から賜る女(清盛の母)であるように、この両話は、忠盛が殿上人となる(一一三二年)以前の話である。Cによれば、この話は、「永久ノ比」(一一三二―一一一八)の話とされるが、清盛の誕生が一一一八年であることからすれば、Cの

話は、永久末年の頃の話となる。一方、Cに連なるBでは、確かに傍線部に見るように、Cに接続すべく、編集句を記すが、忠盛の備前守の任が終えた(史実によれば、一二三二年)時のこととするように、Bの話は、AやCより後の話である。また、Cに見る二重傍線部「彼御所」も、その前に、Bの話があるために分かりづらくなっている。

に対して、〈長〉が、Bを巻一に配し、AとCを直結させて、〈延〉に見る問題を見せていない点からすれば、〈長〉に原態を見ることも可能かとも思われるが、〈長〉の巻一には、「有明の…」話に続けて、〈長1〉の「雲井より…」話が続く。つまり、〈長〉には、先にも見たように、「雲間(井)より…」が重出して記されているのだが、巻一では「有明の月も…」話に続けて、昇殿後の話と解するため、「雲あり…」とし、巻六相当の清盛出生秘話群中の歌話では、昇殿前の話と解するため「雲間より…」と同じ歌を書き分けて引くように、〈長〉には、後から加えられた編集の跡が見られる。さらに、〈盛〉も、〈延〉と同様に、巻二十六の清盛出生秘話群中(「祇園女御」「忠盛帰

【引用研究文献】

- * 井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』(笠間書院一九八八・10。初版は一九七八・10)
- * 鷹尾純『「平家物語」の和歌・管絃語―その位置による意味―』(早稲田大学大学院文学研究科紀要二、一九七六・3)
- * 高橋伸幸「平家物語に於ける忠盛の歌に就きて―平家物語成長過程の一断面―」(國學院雜誌六七―三、一九六六・3)
- * 谷山茂「平家物語と異本忠盛集」(人文研究六一五、一九五五・6。『谷山茂著作集』六 平家の歌人たち』角川書店一九八四・11再録)
- * 山下宏明「平家物語の流伝―諸本と説話―」(名古屋大学文学部研究論集二五、一九七八・3。『平家物語の生成』明治書院一九八四・1再録。引用は後者による)

人)に記すが、配列をC・Aとして、Aの話末で、女房が忠盛に下賜されたことが記された後、生まれた子清盛の逸話(「夜泣スト忠盛タテヨ:」「ホフ程ニイモガヌカ子モ:」歌話)の後に、「有明ノ月モ:」歌話が続き、最後に以上の歌話を受けて、「懸人ニテ、歌ヲヨミ懷妊ノ女房ヲ給テ、皇子ヲ我子トシケル也。サテコソ太政入道モ、少シ去事ト知給ヒケレバ、弥悪行ヲバシ給ケリ。誠ニモ然ベキ事ニヤ、一天四海ヲ掌ニ握リ、君ヲモナミシ奉リ、臣ヲモ誠ツ、始終コソナケレ共、都遣マデモシ給ケメ」(〈盛〉4―117―118頁)と締め括られる。その記事構成は、必ずしも成功しているとは言いが、〈延〉に見る不整合を解消しようとした、〈長〉とは異なる試みであったと言えよう。以上からすれば、既に不整合を抱え込んでいるもの、現存諸本の中では、〈延〉に相対的な古態を見るべきであろうか。

○顔緩げ 卷一下にも見える用法「流石_上被_上思顔緩_下」(一八オ)。共に「おもはゆ」と訓もう。

【原文】

三 忠盛死去後清盛繼其跡保元丙午七月宋事

然程忠盛朝臣仁平三年〈癸酉〉正月十五日年五十八日失清盛為嫡男繼其跡保元々年〈丙子〉七月左大臣頼長卿亂世給時為安芸守候御方有勲功遷幡磨守同三年〈戊寅〉任大宰大貳平治元年〈己卯〉十二月右衛門督信頼左馬頭義朝朝臣謀叛之時又打平凶徒可有重恩賞人永曆元年〈庚辰〉被劔（叙）正三位任宰相衛府督檢非（違）使別當中納言刺至承相位不經左右自内大臣上從一位雖非大將賜兵杖召具隨身不執政乘輦車出入宮中抑大政大臣一人為師範議形四海非其人者即云闕非其人者無可黷官然則名即闕官雖然官位任心一天四海奉掌内之上不及子細

【釈文】

三 忠盛死去〔仁平二年〕の後、清盛其の跡を継ぎて榮ゆる事〔保元年〈丙子〉七月〕

然る程に、忠盛朝臣、仁平三年〈癸酉〉正月十五日、年五十八にて失せたまひぬ。清盛嫡男たりしかば其の跡を継ぐ。保元元年〈丙子〉七月、左大臣頼長卿、世を乱したまひし時、安芸守と為て御方に候して勲功有りしかば、播磨守に遷つて、同じき三年〈戊寅〉大宰大貳に任じ、平治元年〈己卯〉十二月、右衛門督信頼・左馬頭義朝朝臣謀叛の時、又凶徒を打ち平げて、重ねたる恩賞有るべき人として、永曆元年〈庚辰〉正三位に叙（劔）せらる。宰相・衛府督・檢非（違）使の別当・中納言に任じ、刺へ丞（承）相の位に至り、左右を經ずして内大臣より從一位に上がる。大將に非ずと雖も、兵杖を賜りて、隨身を召し具し、執政にあらざれども、輦車に乗りて宮中を出入す。

抑太（大）政大臣は一人を師範と為て、四海に議形せり。其の人に非ずは即ち闕くと云へり。其の人に非ずんば黷（る）べき官にても無かりけり。然れば則ち「即闕の官」と名づく。然りと雖も、官位心に任せ、一天四海を掌の内に奉る上は子細に及ばず。

【校異・訓読】 1「五十八日」。「日」に朱によるミセケチ記号。〈闕〉には、墨と朱による二種類の字句の訂正等があるが、若干の例外はあるが、墨の場合は欄外に、朱の場合は、字句の横に記されている。恐らくは、墨の注記が古く、朱の注記は、書写・校合の折に新たに付されたものだろう。2底本「功」は、「功」の俗字。3「叙」は朱による訂正。

【注解】 ○忠盛死去〔仁平二年〕 忠盛の死は、本文にあるように、仁平三年〈癸酉〉正月十五日、五十八歳〔『本朝世紀』〕。現存する巻の中で、卷一上の目録にのみ、年月日の注記が見られる。その注記の多くは、本文を参照して付されたものである。詳しくはそれぞれの該当箇所ので検証するが、その付注態度は必ずしも忠実なものではなく、

いくつかの誤りや脱落等も見られる。ここでも、仁平三年を二年と誤る。こうした誤りや脱落は、転写過程においてではなく、付注当初からのものか。但し、それらの付注は、卷一上へのみしか見られないことや、幾つかの誤りが見られることから、〈闕〉本文成立後のある書写段階において付されたものだろう。 ○清盛其の跡を継ぎて榮ゆる

る事〔保元年〔丙子〕七月〕「保元年〔丙子〕七月」は、本文にある「保元々年〔丙子〕七月」の誤り。保元の乱を経て以降の清盛の繁栄を言う。平家の栄華は、保元以降に始まるという認識は、〔闘〕にも、「大教訓」の場面での重盛の教訓に、「保元より以来廿余年の間、官位と云ひ俸禄と云ひ、飽くまでに朝恩を蒙りたまふ」(巻一上―一八オ)と見える。〇仁平三年〔癸酉〕本節にも、この事例のように、その年の干支の注記を施す事例が、他に四例見られるが、これ以外の注記も〔闘〕には多数見られる。各巻毎の所収状況を、以下表にして示そう。

	a人物注記	b干支注記	c地名注記	dその他の注記	総計
一上	四一	二二	一	〇	六四
一下	五	二	〇	二	九
五	六	三	一	四	一四
八上	二	〇	〇	〇	二
八下	五	一	〇	一	七
総計	五九	二八	二	七	九六

現存する五巻併せて九十八箇所にわたる割注記事の中に、先の「優にぞ」で見た五例の割注記事は含んでいない。九十六例は、総て注記記事である。aの人物注記とは、「保元々年七月鳥羽法〔諱云宗仁〕晏駕〔後七月二日御年五十四〕兵革打次〔一上―三オ〕の、鳥羽法皇の諱名や、その崩御の日・享年記事、あるいは、「懷島権守景能〔大庭権守景宗男〕」(一上―二四オ)のような系譜記事や、「一品坊昌寛〔観音品計教頼朝故号云一品坊也〕」(一上―二四ウ)のように、呼称の

謂われを記す記事や、「雖被主上申〔高倉院歟〕」(二下―三七ウ)のように、「主上」が「高倉院」であることを特定する記事等多様である。いずれも本文記事に対する注記記事である。b干支記事。当該記事に見るようなその年の干支を注記したものの。c地名注記。二例見られる。「頼朝十三時平治元年十二月廿八日自被左遷当国〔伊豆国〕以来」(一上―一九ウ)。平治の乱の折、頼朝流罪の地が、伊豆国であることの注記記事。「渡相模河伊与瀬」〔伊与瀬奥州下時渡故名伊与瀬也〕(巻五―七オ)。京都に禁足されていた景時が、頼朝の挙兵を聞き、都を抜け出した折の記事で、その途中に訪れた「伊与瀬」の注記記事。dその他の注記。詳細は当該箇所を扱うが、全七例を概観してみよう。①〔安元三〕同六月一日夜〔二下―二二ウ〕。「同」が、安元三年であることを示す朱による注記。恐らくは、この後に触れる欄外注記者による注記であろう。②「世有云四恩事…四衆生恩〔或壇施恩〕也」(二下―一八ウ)。四恩の内の衆生の恩は、あるいは壇施の恩かとする注記。③「自今以後将門之笠験可差千九曜之旗〔今世号二月星也〕」(五―五オ)。「千九曜之旗」の注記。④「相模国住人梶原平三景時蒙於勅勅〔奉〕隱兵衛佐故有「其間被召上也」」(五―七オ)。景時が頼朝拳兵の折、都に禁足されていた事情を語る記事。割注記事に、本文では記されない事情が記されている点注意される。⑤高祖之郎等云張良者行項羽之鴻臚之城踏開門戸之板〔被彼の誤り〕門戸非百人不開雖然張良習一卷書究三略術長弓箭道故助君者也〕(五―一六ウ)。頼朝の佐竹討伐の折の景時の忠臣ぶりを、高祖を助けた張良の忠臣ぶりに譬える記事において、張良が百人がかりでなければ開けられない門を開き、主の高祖を救い得た理

由を、張良が一巻の書を習い、三略の術をも究め、弓箭の道に長けていたためとする。⑥「抑此大仏殿申者人王四十五代帝聖武天皇〈諱云勝宝〉御時天平六年〈甲申〉正月廿一日東大寺大仏以金銅奉鑄始孝謙天皇〈諱云阿倍〉御宇天平八年十月廿四日終功畢始終三年之間〈九度奉鑄〉」（五―二七オ）。東大寺大仏殿の建立に際しては、三年経過した中で、九度にわたって鑄造した結果完成したとする。

⑦「爰横山党人見四郎云者黒皮摺鎧乘葦毛馬出リ越中前司思「柩氣」是「問」レ誰候「小平六立上見」之申者苦不候則綱從父申三人見四郎者候聞候大力精兵為則綱三十人所為者也「構唐」之語リ言云也」則綱雖被討候敵可取者候則綱之奉資之由聞程「努々不奉係手」者候心安被思食申（八下―一五ウ）。「盛俊討たれ」の場面。盛俊に助けられた猪俣則綱は、従父の人見四郎が現れたのをきっかけに、人見を気にする盛俊に対して、人見は私の三十人分の力を持つ男だと言う。それに対して、割注では、それは、わざと嘘をついたと解説するのだが、盛俊の注意を人見に向けさせるべく、則綱はそうした嘘をついたと解するのだろうか。こうした注記を、本文ではなく、割注の形で記すのが、〈闘〉の一つの特徴と言えよう。さて、これらの割注による注記の総てが、〈闘〉の成立当初からあったとは考えられないだろう。表に見るように、注記の大半が巻一上に集中していることから推測されるように、享受される際、巻一上に集中的に付けられた注が、転写の際に、割注という形で取り込まれた可能性も考えべきだろう。現存の〈闘〉にも、欄外注記の形でいくつかの注が付されている。例えば次のような例である。1「廿九日夜〔安元三年五月廿九日〕」（二下―一二オ）。欄外注は、〔 〕に入れて示す。「廿九

日」が、安元三年五月であることを示す朱の注。先の①の「同」が、安元三年であることを示す朱による注記と同じ筆記者によるものと考えられる。2「引上成親卿於板敷之上楹〔楹者押籠也〕」間所〇（巻二下―一三オ）。「楹」の訓が「押し籠め」であることを示す。このように、訓や意味に關わる欄外注は、これ以外にも多く見られる。このように、〈闘〉は、享受される時に、あるいは転写される時に、何度にもわたって、欄外注や傍記の形で注が書き加えられていったと考えられる。現存の〈闘〉には、そうした何層にもわたる加注を想定すべきだろう。今一つ明らかとなるのは、〈闘〉には、四箇所（二下―九オ・八上―四ウ・同一〇オ・八下―三二オ）にわたって、曲節譜記が見られるが、〈闘〉が、語られる本文として生成したものであることは、割注記事の存在からも明らかとなる。詳しくは当該箇所を検討するが、語り系本文を部分的に取り込んでいるのである（早川厚一）。○左大臣頼長卿、世を乱したまひし時：保元の乱を、頼長の謀反とするのが、〈四・闘・延・長・盛・南・覚〉。に対して、〈屋〉は、「主上上皇御代ヲ諍ハセ給シ時」（八オ）と、後白河天皇と崇徳院の御国争いと捉える。〈盛全釈〉（四―三頁）参照。鹿谷の乱や山門事件、以仁王の挙兵等を、清盛を始めとする平家の人々の悪行に対する、後白河院側近の私怨や以仁王の野望が引き起こすことになったと記す『平家物語』においては、保元の乱も、頼長の野望による謀反と解するのである。この後、平治の乱も、信頼と義朝の謀反と解する歴史観とも重なる。〈延〉では、この後も、保元の乱を一貫して頼長の謀反とする。

・讃岐院御追号アリ。崇徳院ト申ス。此院ト申ハ、去ヌル保元々々

ニ、悪左府頼長公ノ勦ニ依テ、世ヲ乱リマシクシ御事也（卷二
一〇六ウ）

・去保元々年七月、宇治左大臣頼長公世ヲ乱リ給シ時、安芸守トテ御
方ニ勲功アリシカバ、幡磨守ニ被移^レテ、彼国ヘ下向セラル（卷四
一一三オ）

○同じき三年（戊寅）大宰大貳に任じ 清盛の太宰大貳任官は、保元
三年（戊寅）八月十日（補任）『兵範記』等）。○永暦元年（庚辰）

正三位に叙せらる 清盛の正三位叙任は、永暦元年（庚辰）六月二十
日。平治の乱の際の六波羅行幸に対する恩賞（補任）永暦元年）。〈盛

全釈〉（四一四頁）参照。○宰相・衛府督・檢非違使の別当… 清

盛の宰相以降の主な任官を記せば、次のようになる。宰相（参議）永

暦元年（一一六〇）八月十一日任、右衛門督同年九月二日任、檢非違
使別当保元年（一一六一）一月二十三日任、権中納言同年九月十三

日任、皇太后宮権大夫保元二年（一一六二）四月七日任、権大納言長
寛三年（一一六五）八月十七日任、内大臣仁安元年（一一六六）十一

月十一日任、従一位太政大臣仁安二年（一一六七）二月十一日任。

権大納言任官を記すのは、〈長・盛・屋・覚〉。〈四・鬮・延・南〉が
欠く理由不明。○従一位に上がる 〈四・延・盛・南・屋・覚〉に

は、〈延〉「大政大臣ニ上ル」（卷一一三オ）、〈覚〉「太政大臣従一
位にあがる」（上一一頁）のように、太政大臣任官記事がある。一

方、〈鬮〉と同様に、太政大臣任官記事を欠くのが、〈長〉。〈長〉「中
納言、大納言になりあがる。兵杖を賜て、大将にあらねども隨身を

召具す」（一一二七頁）。〈長〉は、内大臣任官・従一位叙位の件も欠
く。〈鬮・長〉には、太政大臣任官記事の脱落がある。この後に、兵

仗・輦車の宣旨の件が記されるし、さらに「抑太政大臣は一人を師範
と為て」と記されることから明らか。なお、太政大臣は、最高官

職ではあるが、名譽職的な地位であって、辞任後前太政大臣とか前大
相国の名で、政界に隠然たる力を振るうことの方がむしろ重視されて

いた。清盛もまた、僅か三ヶ月後の、この年の五月十七日に辞任して
いる。このように、清盛の内大臣・太政大臣への昇進と辞任は、清盛

が公的には中央政界から引退し、重盛に家督を譲ることを前提とした
一連の形式的人事だったかとされる（高橋昌明六八〜七〇頁、川合康

二四頁）。○大将に非ずと雖も、兵杖を賜りて、隨身を召し具し
撰関や大臣大将、納言及び参議で大将を兼ねる者は、兵仗宣下を受け、

隨身を許された。清盛は、大将を兼ねることなく、太政大臣のまま
兵仗宣下を受け、隨身を許された。また、隨身の数も、執政の人と対

等の処遇であった。〈盛全釈〉（四一五〜六頁）参照。○執政にあら
ざれども、輦車に乗りて宮中を出入す 輦車に乗って宮中を出入とす

るのは、〈盛・屋〉同。〈四・延・長・南・覚〉は、「牛車・輦車ノ宣
旨ヲ蒙テ、乗ナガラ宮中ヲ出入ル。偏ヘニ執政ノ人ノ如シ」（〈延〉卷

一一二三ウ）のように、「牛車・輦車の宣旨」を蒙ったとする。しか
し、撰関以外は牛車がすぐに許されることはなく、先ず輦車が許され

た後に牛車が許された。この時の清盛も、当日の記録『玉葉』や『山
槐記』に牛車の宣旨が確認できないように、先ずは輦車が許されたと

考えられる。〈盛全釈〉（四一六頁）参照。〈四・延・長・南・覚〉は、
この時、清盛は撰関にしか許されない牛車を許されたとし、その処遇

はまるで撰関のようだと思ふ。しかし、事實は、清盛が、
大将を兼ねることなく、太政大臣のままで兵仗宣下を受け、隨身の数

も、執政の人と対等の処遇であったことが「執政ノ人ノ如シ」とされるのであり、清盛に輦車が先ず許されたのは、違例のことではなかった。その意味では、〈盛〉が「大将ニアラネ共、兵杖ヲ賜テ、隨身ヲ召具シテ、執政ノ人ノ如シ。輦車ニ乗テ、宮中ヲ出入ス。偏ニ女御入内ノ儀式也」（1―4―1頁）と記すのは、史実に忠実に記していると言えよう。その点、〈闘・屋〉が、共に「牛車」を欠き「輦車」しか記さないのにもかかわらず、〈屋〉「大将ニアラネトモ、兵杖ヲ給テ隨身ヲ召シ具ス、輦車ニ乗テ宮中ヲ出入ス、偏ニ執政ノ臣ノ如シ」（一六頁）と、傍線部を〈四・延・長・南・覚〉と同様に記すのは、〈四・延・

長・南・覚〉のように「牛車・輦車」とする形が先行し、それを史実に合わせて改変した形が〈闘・屋〉で、さらに整齊された形が〈盛〉であることを物語るか。○然れば則ち「即闘の官」と名づく。〈延・長・南・屋・覚〉同。この前の、「其人無クハ即闘ヨ」（〈延〉。〈四・闘・長・南・屋・覚〉同）を受ける文。○掌の内に奉る上は「奉る」不審。〈延・長〉「掌ノ内ニアル上ハ」（〈延〉一三ウ）、〈南・屋・覚〉「掌ノ内ニ奉リ給フ上ハ」（〈合屋〉一七頁）。「奉」は、「拳」の誤りか。とすれば、「掌の内に拳（奉）る上は」と訓むことになる。

【引用研究文献】

* 川合康『源平の内乱と公武政権』（日本中世の歴史3。吉川弘文館二〇〇九・11）

* 高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

* 早川厚一「源平闘諍録」と真字表記」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）一九一2、一九八三・3）

【補記】

○（凡例追加） 以後、〈長〉本文として、利便性を考え、『長門本平家物語 一〜四』（勉誠出版二〇〇四・6〜二〇〇六・6）を用いる。

（本稿は、二〇〇九年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである）